

市原市市民会館施設の利用にあたってのガイドライン

令和2年11月17日 改正

1 施設利用について

令和3年2月末までの間、施設ごとの利用人数等は原則として以下のとおりとする。

(1) 利用人数の制限等

- ① 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる催物については内容、時間、想定される来場者層等を踏まえつつ、下記「イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置」を講じた上で、定員の100%以内とすることが出来る。

- ・ 会議室及び和室 各部屋の定員の100%以内
- ・ 大ホール及び小ホール 各施設の定員の100%以内
- ・ 楽屋 各部屋の定員の100%以内

●イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ マスク着用（持参していない者がいた場合には主催者側で配布等することにより着用率100%とすること。）
- ・ 検温を実施し有症状者の出演、入場を防止する措置の徹底を図ること。
- ・ 発熱等により入場をお断りする場合のチケット料金については、主催者が払い戻しの措置等をあらかじめ規定しておくこと。
- ・ 全ての利用者の氏名及び連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード促進等の具体的措置を講じること。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。
- ・ こまめな手洗いの奨励、消毒の徹底をすること。
- ・ 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置や十分な換気をすること。
- ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底をすること。
- ・ 出演者と利用者が催物前後、休憩時間等に接触しないような確実な措置を講じること。
- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起（交通機関・飲食店等の分散利用など）をすること。

② 来場者による大声での歓声、声援、唱和等が想定される催物については、収容定員の50%以内とする。

・ 会議室及び和室 各部屋の定員の50%以内とする。

・ 大ホール及び小ホール 各施設の定員の50%以内とする。

大ホール 762人

小ホール 235人

(異なるグループ間では座席を1席空けるが、親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔を空けなくてもよい。ただし、来場者は収容定員の50%以内とする。)

・ 楽屋 各部屋の定員の50%以内とする。

2 主催者への依頼事項

① 「3つの密」を避けるような措置を講じること。

② 仕込み、リハーサル、準備、片付けにおいて余裕あるスケジュールを設定すること。

③ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定をすること。

④ ホールでは舞台端と対面して座る観客の最前列までは、2mを確保するように努め、それが困難な場合には、舞台と最前列の来場者との間に飛沫を遮蔽するためのビニール幕等を設置するなど、距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じること。

⑤ 出演者等には、表現上困難な場合を除き、原則としてマスクの着用を求めるとともに、十分な間隔(最低1mを目安)を取るよう努めること。

⑥ 参加者が1,000人を超えるような催物を開催しようとする場合には、事前に千葉県に相談をし、示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について検討すること。<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan.html> (千葉県ホームページ)

⑦ 人数制限の上限に満たない場合でも、密閉空間で大声を発する場合や、人との間隔を十分確保できない場合等は慎重な対応をすること。

- ⑧ 催物を開催する前後には、来館者や関係者（出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促すこと。
- ⑨ 密閉空間で大声を発する者がいた場合は個別に注意するなど、声援に係る感染防止策等を実施すること。
- ⑩ 関係者及び入場者に対して、マスクの着用、手洗い、消毒液の設置及び手指の消毒を徹底すること。
- ⑪ 窓及び入口ドアを開けて、頻繁に会場内の換気を徹底すること。
- ⑫ 来館前の利用者の事前検温について、実施の協力を要請すること。
- ⑬ ホール利用者へ機器による体温測定を実施すること。
- ⑭ 以下の場合には、入場しないよう徹底すること。
 - ・発熱があり、検温の結果、平熱よりも明らかに高い場合（平熱より1℃以上高い、37.5℃以上の熱があった場合等）
 - ・体調不良（呼吸困難、咳、悪寒、のどの痛み、味覚又は嗅覚の異常の症状など）
 - ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- ⑮ 発熱等により入場をお断りする場合のチケット料金については、主催者が払い戻しの措置等をあらかじめ規定しておくこと。
- ⑯ 全ての利用者の方々の氏名及び連絡先等を把握し、名簿の作成・保存を行うこと。また、情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る旨の同意書を提出し、それについて周知すること。
- ⑰ 入退出時（入退出時の行列含む）、集合・待機場所、休憩時間等において、整理人員を配置するなど人と人との十分な間隔を確保すること。
- ⑱ 入退場時間に余裕を持ち、入退場時の整理を徹底し、チケットもぎり等は簡略化すること。
- ⑲ チラシ、アンケート等の手渡しは禁止すること。
- ⑳ 休憩の取り方等を工夫し、トイレの密状態やロビーで対面での飲食、会話を回避すること。

- ②① 物販で対面販売する場合には、アクリル板等により購買者との間を遮蔽する。多くの者が触れるサンプル品は取り扱わないようにすること。
- ②② ホール附帯設備等で複数の利用者が使用するものについては、適宜消毒を行う等、十分に注意すること。
- ②③ ピアノ使用時は手指の消毒を徹底すること。
- ②④ 施設利用前に、利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。

3 当館の施設管理及び取組みについて

- ① 職員は、マスクを着用し、手洗いや手指の消毒を徹底します。
- ② 施設の入口及び施設内に手指の消毒液を設置します。
- ③ 利用時に触れる可能性の高い設備等（ドアノブ・手すり・エレベーターのボタン・長机・椅子等）を定期的に消毒し、施設使用後も消毒します。
- ④ 会議室に換気用の扇風機を用意します。
- ⑤ エレベーターの一度の利用人数を4人に制限します。
- ⑥ ロビーのイスを削減し、間隔を広げて配置します。
- ⑦ 受付窓口に飛沫感染を防ぐアクリル板を設置します。
- ⑧ 料金、釣り銭はトレーにて受け渡しするようにします。
- ⑨ 備品等の定期的な消毒を行います。
- ⑩ ロビーの適切な換気を行います。

4 その他

このガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえ、見直す場合があります。